

自治会町内会長 様

区連会 7 月 定例会 資料
令和 7 年 7 月 18 日
建 築 局 建 築 防 災 課

令和 7 年度崖地現地調査に関する情報提供について

本市では、神奈川県が令和 3 年度までに指定した土砂災害警戒区域等^{※1}（イエローゾーン及びレッドゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報^{※2}の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

今年度の崖地現地調査は、令和 6 年度に公表された土砂災害警戒区域等を対象に実施いたします。今回、実施する崖地現地調査の結果を精査し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず当日の調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。立入りの許可なく調査をおこなうことはありません。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

1 令和 7 年度 調査場所

神奈川区・青葉区・都筑区・南区 （4 区合計 約 200 箇所）

※別添資料にて、調査箇所数を記載しております。

2 調査期間及び時間

調査期間：令和 7 年 9 月上旬から令和 8 年 1 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

3 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



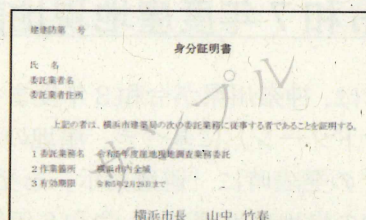
4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章を着用し、身分証明書を携帯しております。

不審に思われた際は、腕章と身分証明書の確認をお願いします。また、訪問した調査員が調査費用等を請求することはありません。



腕章の例



身分証明書の例

5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

<調査計画（参考）>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)	合計
箇所	377箇所	391箇所	392箇所	261箇所	約200箇所	約1,620箇所
区	南・保土ヶ谷 磯子	港南・金沢 港北・栄	西・中 戸塚・瀬谷	鶴見・旭 緑・泉	神奈川・青葉 都筑・南	18区

<土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 がけ防災担当

担 当 高橋（章）、市川、前田

連絡先 045-671-2948

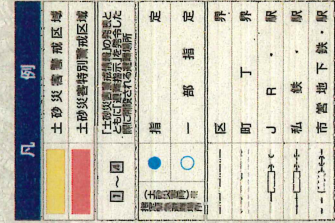
<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>

	箇所名	県指定箇所番号		箇所名	県指定箇所番号
1	庚台	105-H19-006-4	36	六ツ川1丁目	105-H20-013-17
2	南太田1丁目	105-H19-007-1	37	六ツ川1丁目	105-H20-013-16
3	南太田1丁目	105-H19-007-7	38	六ツ川1丁目	105-H20-012-5
4	南太田1丁目	105-H19-007-12	39	六ツ川2丁目	105-H20-014-2
5	南太田3丁目	105-H19-010-8	40	六ツ川2丁目	105-H20-017-2
6	南太田4丁目	105-H19-012-4	41	中里2丁目	105-H20-032-5
7	井土ヶ谷上町	105-H19-016-11	42	中里3丁目	105-H20-033-10
8	井土ヶ谷上町	105-H19-016-13	43	中里3丁目	105-H20-033-14
9	永田東3丁目	105-H19-028-6	44	中里3丁目	105-H20-034-4
10	永田南2丁目	105-H19-032-12	45	中里3丁目	105-H20-033-15
11	永田南2丁目	105-H19-032-26	46	別所2丁目	105-H20-038-2
12	永田南2丁目	105-H19-032-27	47	別所4丁目	105-H20-044-5
13	永田南2丁目	105-H19-032-28	48	別所2丁目	105-H20-039-15
14	永田北2丁目	105-H19-037-13	49	別所5丁目	105-H20-046-5
15	永田北2丁目	105-H19-037-14	50	別所6丁目	105-H20-047-3
16	永田北2丁目	105-H19-037-15	51	別所5丁目	105-H20-044-6
17	永田山王台	105-H19-050-4	52	別所7丁目	105-H20-048-2
18	六ツ川3丁目	105-H19-058-5	53	別所6丁目	105-H20-047-2
19	八幡町	105-H19-065-4	54	唐沢	105-H21-002-2
20	蒔田町	105-H19-072-9	55	唐沢	105-H21-002-4
21	蒔田町	105-H19-073-12	56	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-2
22	蒔田町	105-H19-071-3	57	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-3
23	大岡1丁目	105-H19-077-6	58	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-5
24	大岡1丁目	105-H19-077-9	59	堀ノ内町2丁目	105-H18-006-8
25	大岡1丁目	105-H19-077-10	60	大岡1丁目	105-H21-005-2
26	大岡4丁目	105-H19-084-4	61	大岡4丁目	105-H21-007-1
27	大岡5丁目	105-H19-085-8	62	六ツ川3丁目	105-H21-010-1
28	大岡5丁目	105-H21-008-2	63	六ツ川3丁目	105-H21-010-5
29	弘明寺町	105-H20-003-1			
30	六ツ川1丁目	105-H20-007-1			
31	六ツ川1丁目	105-H20-007-22			
32	六ツ川1丁目	105-H20-013-15			
33	六ツ川1丁目	105-H20-007-24			
34	六ツ川1丁目	105-H20-006-10			
35	弘明寺町	105-H20-004-12			

箇所名	調査箇所数
庚台	1
南太田1丁目	3
南太田3丁目	1
南太田4丁目	1
井土ヶ谷上町	2
永田東3丁目	1
永田南2丁目	4
永田北2丁目	3
永田山王台	1
八幡町	1
蒔田町	3
大岡1丁目	4
大岡4丁目	2
大岡5丁目	2
弘明寺町	2
六ツ川1丁目	8
六ツ川2丁目	2
六ツ川3丁目	3
中里2丁目	1
中里3丁目	4
別所2丁目	2
別所4丁目	1
別所5丁目	2
別所6丁目	2
別所7丁目	1
唐沢	2
堀ノ内町2丁目	4
計	63

※調査箇所は変更となる場合があります。

（上海）2002年9月1日 第45页 上海图书馆情报研究所编 自刊（年2002年9月1日 第45页）



(註)緊急避難の要件は、切迫した災害の危険から避けるための要請で、災害の回避こと（洪水・土砂災害・盗難など）について限定しています。

災害状況、状況によって開設を判断するため、災害が発生しても、すべての避難場所を開設するとは限りません。

[illegible]

（1）2015年12月31日，甲公司应计提的坏账准备为（ ）元。

(前頁裏表に印刷の図) をくまなく観察し、十枚以上の標本を作製せよ。各標本一

冊を提出する。

一部用足、板書又は持用部の一部が工部式書體に適合しない（一部の用字等取替可能）。

工部局總辦M. G. T. 爵士

H
G

Figure 1. Owing to the fact that the number of nodes in the network is small, we can directly observe the network structure.

1. The first step in the process of creating a business plan is to conduct a thorough market research. This involves identifying the target market, understanding the needs and preferences of the customers, and analyzing the competitive landscape. Market research can be conducted through various methods, including surveys, interviews, and focus groups. The goal is to gather valuable insights that will inform the business strategy and help in making informed decisions.

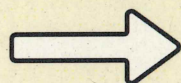
あなたの声で、 もっと安全安心な横浜に！



昨今の犯罪情勢を踏まえ、横浜市では、防犯対策の強化に取り組んでいます。

本アンケートは、防犯対策をより実効性のあるものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としています。

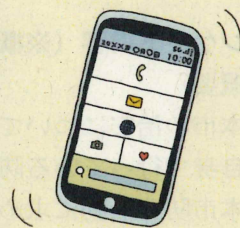
皆さまの声が、より安全で安心なまちづくりにつながります。ぜひご意見をお願いいたします。



防犯意識に関する アンケート回答方法

スマートフォンで下記のQRコードを読み取って
ご回答ください。 所要時間：約 5 分

※匿名での回答になります。



回答期限 令和7年8月31日（日）まで

【注意事項】

- ・いただきましたご意見等については、防犯対策を強化の際の参考とさせていただきますが、個別の回答等はいたしませんのでご了承ください。
- ・いただいたご意見等は公開させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。個人情報は公開しません。
- ・ご意見等に付記された年代、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本意見募集に関する業務のみに利用します。
- ・その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

横浜市役所
市民局地域防犯支援課
045-671-3705

(R7.7)

区連会 7 月 定例会 資料
令和 7 年 7 月 18 日
市民局 地域防犯支援課

市民の防犯意識に関するアンケートについて【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では防犯対策を強化しています。本アンケートは、防犯対策をより実効性のあるものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としています。市民の皆さまの声を通じて、より安全で安心なまちづくりにつなげていきます。ご協力のほどお願いいたします。

2 アンケート対象者

全市民が対象です。

3 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。
アンケートの周知・回答に御協力をお願いします。

4 事業の概要

別紙参照（「あなたの声で、もっと安全安心な横浜に！」チラシ）

5 アンケート内容（※概ね 5 分程度の内容です）

（概要）

- ・本市の治安についての印象
- ・自身で行っている防犯対策
- ・本市防犯活動に求めること
- ・防犯情報の受信方法として求めるもの

6 回答期限

令和 7 年 8 月 31 日（日）

市民局地域防犯支援課

担当 川口、蔦井

電話：045-671-3705／FAX：045-664-0734

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

令和7年

秋の全国交通安全運動

横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（日）～9月30日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

スローガン

反射材 わたしとかがやく 夜の道

重 点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◇◇◇令和6年中 時間帯別事故発生状況◇◇◇

		昼 間							夜 間							合 計
		6 ～ 8 時	8 ～ 10 時	10 ～ 12 時	12 ～ 14 時	14 ～ 16 時	16 ～ 18 時	小 計	18 ～ 20 時	20 ～ 22 時	22 ～ 24 時	0 ～ 2 時	2 ～ 4 時	4 ～ 6 時	小 計	
横 浜 市 内	発生件数（件）	648	993	799	873	858	1,075	5,246	919	451	249	132	88	178	2,017	7,263
	構成率（％）	8.9	13.7	11.0	12.0	11.8	14.8	72.2	12.7	6.2	3.4	1.8	1.2	2.5	27.8	100.0
	死者数（人）	3	3	4	3	3	2	18	5	2	5	1	4	5	22	40
	構成率（％）	7.5	7.5	10.0	7.5	7.5	5.0	45.0	12.5	5.0	12.5	2.5	10.0	12.5	55.0	100.0
神 奈 川 県 内	発生件数（件）	1,955	2,962	2,427	2,538	2,556	3,097	15,535	2,445	1,179	578	332	208	473	5,215	20,750
	構成率（％）	9.4	14.3	11.7	12.2	12.3	14.9	74.9	11.8	5.7	2.8	1.6	1.0	2.3	25.1	100.0
	死者数（人）	6	9	9	10	12	8	54	13	8	9	5	11	9	55	109
	構成率（％）	5.5	8.3	8.3	9.2	11.0	7.3	49.5	11.9	7.3	8.3	4.6	10.1	8.3	50.5	100.0

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等ではこどもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

区民意見
募集



南区マスコットキャラクター
みなっち

第5期
(令和8年度～12年度)

計画愛称
投票



南区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
トモニ

南区 地域福祉保健計画

皆様の声を聞かせてください

募集期間

令和7年 8/1(金)～8/29(金)



第5期南区地域福祉保健計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）の
原案がまとまりました



南区地域福祉保健計画とは

南区の住民一人ひとりが「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域」を目指して、住民の皆さんと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が力を合わせて進めていく活動や取組をまとめたものです。

- 第4期計画の振返り
- 関係団体ヒアリング
- 区民意識調査
- 子どもの意見を聞く取組
- 計画策定プロジェクト会議



第5期南区地域福祉保健計画（原案）

意見募集

愛称投票



第5期計画確定・公表
愛称決定・発表

令和8年
3月予定

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では第2期から「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。加えて、第2期から区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一本化して策定し、区社会福祉協議会の取組とも一体的に推進しています。

基
理
本
念

区民の情が生きるまち 南区

つながり

3つの目標

目標1

✓ 安心・笑顔で支え合う
まちづくり

5年後のまちの姿

住民、支援機関、関係機関・団体による見守りと連携した支援を行うことにより、孤立しがちな人をつなげる・支える活動が広がっています



取組の柱

1-1

地域における
見守り・支え合い活動の充実

一人暮らしの
地域全体で見
ます。

1-2

困りごとを抱えた人を
孤立させないための仕組みづくり

地域とつなが
支援につな

1-3

複合的な課題を持つ世帯へ
多機関が連携して支援するための
地域ネットワーク強化

8050 問題や
だけでは解決
多機関・多職

目標2

✓ 様々な人が交流し、
地域活動に参加するまちづくり

5年後のまちの姿

年齢や国籍、障害の有無等に関係なく、ともに地域で交流し、福祉保健や趣味等の地域活動に参加する機会が増えています



2-1

多様性を理解し、
交流する機会の創出

南区には外国
進めるために
いくことが必

2-2

身近な地域で取り組む
健康づくり活動の充実

健康づくりに
ない人にも広
づくりの重要

2-3

多様な地域活動の充実と、
時代や環境の変化に応じた
活動の再構築

地域住民同士
必要です。ラ
活動を変化さ

目標3

✓ 地域活動を支える
基盤づくり

5年後のまちの姿

地域活動に関する情報を知りたい・活動したいと思った時に、取り組みやすい環境が整えられています



3-1

地域活動に関する情報の整理と
発信方法の工夫

様々な情報か
を始めやすく
する必要があ

3-2

地域人材の発掘と育成

高齢化等によ
活動につなぐ

3-3

地域活動の充実に向けた支援

地域活動を安
住民だけであ
地域を活性化



横浜市地域福祉保健計画
キャラクター
ちふくちゃん

5つのキーワード

安心

健康

笑顔

情報

背景

高齢者等、見守りの必要な対象者が増えているため、
守り支え合う自助共助の関係を作っていく必要があります。

りがなく、孤立し、困りごとを抱えている人が、早期に
る仕組みを作っていく必要があります。

ひきこもり、ヤングケアラー等、既存の制度やサービス
できず、支援する分野が複数となる世帯が増えており、
種によるチーム支援が必要となっています。

人や障害者等多様な住民がいますが、多様性の理解を
は、同じ地域に住む仲間として交流する機会を増やして
要です。

向けた取組を健康に関心がない人や、地域とつながりの
めていく必要があります。人とのつながりを通した健康
性が認識されてきています。

がつながるには、地域活動に気軽に参加できることが
イフスタイルの変化にともない、誰でも活動できるように
せることが必要です。

ら自分に適している地域活動を選びやすくなれば、活動
なります。相手の特性に合わせた情報発信方法を工夫
ります。

る担い手不足が課題となっています。潜在的な人材を
地域のコーディネーターの役割が重要です。

定して運営するためには、場所や資金等が必要です。
く、地域の民間企業や商店街等が地域活動に関わることで、
できる可能性があります。

「第5期南区地域福祉保健計画(原案)」の 閲覧方法

内容の詳細は、南区役所ホーム
ページからご覧いただけます。

南区役所 地福計画

検索



次の場所で、第5期南区地域福祉保健計画
(原案)の詳細を冊子でご覧いただけます。

区役所(4階42番)、区内地域ケアプラザ・
地区センター・コミュニティハウス、南区
社会福祉協議会、南図書館、地域子育て
支援拠点はぐはぐの樹、地域活動ホーム
どんとこい・みなみ、南区生活支援センター
サザンウインド

閲覧に際して配慮が必要な場合は裏面の
「お問合せ先」までご連絡ください。

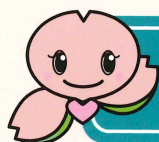
「第5期南区地域福祉保健計画(原案)」について
自由にご意見をお寄せください。

～愛称投票～

南区地域福祉保健計画の愛称を次の4つの候補から
1つ選んで番号を記入してください。

- ① あったかプラン・みなみ
- ② つながって南
- ③ みなみプラン ～みんなであらいをつくるプラン～
- ④ みなみスマイルプラン

番号を記入⇒



南区地域福祉保健計画の愛称投票を実施します

「南区地域福祉保健計画」に愛称（親しみやすい名前）をつけることになりました。
次の4つの候補から一番ふさわしいと思う名前を選んで投票をお願いします！



投票期間

令和7年8月1日（金）～8月29日（金）

1

あったかプラン・みなみ

理由 南区のキャッチフレーズ
「南の風はあったかい」にちなんで

2

つながって南

理由 つながってからのその先を
前向きに進める気持ちを表現

3

みなみプラン

～みんなでみらいをつくるプラン～

4

みなみスマイルプラン

理由 笑顔でつながる南区の
あったかいコミュニティを表現

お問合せ先 南区役所 福祉保健課 事業企画担当

電話：045-341-1183 FAX：045-341-1189

電子メール：mn-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp

投票結果について

第5期南区地域福祉保健計画の
公表に合わせて、令和8年3月に
発表します。

郵便はがき

2 3 2 8 7 9 0

料金受取人払郵便



差出有効期間
2025年9月
30日まで

〈受取人〉

横浜市南区浦舟町2-33

南区役所福祉保健課
事業企画担当 行

以下の質問にご回答ください。

南区との つながり	☐ 在住 ☐ 在勤 ☐ 在学 ☐ その他
	➡ お住まいの町名 ()
年 代	20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳代 90歳以上

ありがとうございました。

ご意見の募集期間・愛称投票期間
令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで

提出方法

1 電子申請システム

右の二次元コードからアクセスしてください。



2 電子メール

mn-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp

※件名に「意見募集」「愛称投票」と記載してください。

3 FAX

045-341-1189

4 はがき

左のはがきを切り取り、ご使用ください。

※切手不要・8月29日消印有効

- いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する南区の考え方等については、南区ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は個人情報保護法に従って適正に管理します。



山下ふ頭再開発「答申を踏まえた基本的な方向性」について 市民の皆様からのご意見を募集します（7/1～9/9）

令和3～5年に実施した市民意見募集、市民意見交換会等の結果や、山下ふ頭再開発検討委員会からの答申を踏まえ、山下ふ頭再開発の基本的な方向性を取りまとめましたので、新たな事業計画策定に向けて、市民の皆様からのご意見を幅広く募集します。

1 市民意見募集

【募集期間】

令和7年7月1日(火)～9月9日(火)

【意見の提出方法】

(1)インターネット入力フォーム(横浜市電子申請・届出システム)

次の URL または二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

【二次元コード】

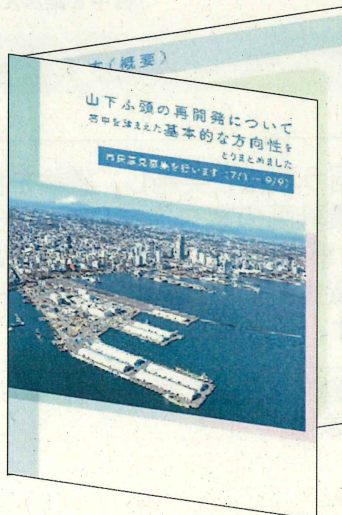


横浜市ホームページ
市民意見募集

(2)郵便 リーフレット付属のはがきをご利用ください。(切手不要・当日消印まで有効)

【リーフレットの配架場所】 7月中旬から順次配架

- (1)市民情報センター(市庁舎3階)
- (2)各区役所 広報相談係
- (3)行政サービスコーナー、図書館等のPRボックス など



(参考) 山下ふ頭 位置図

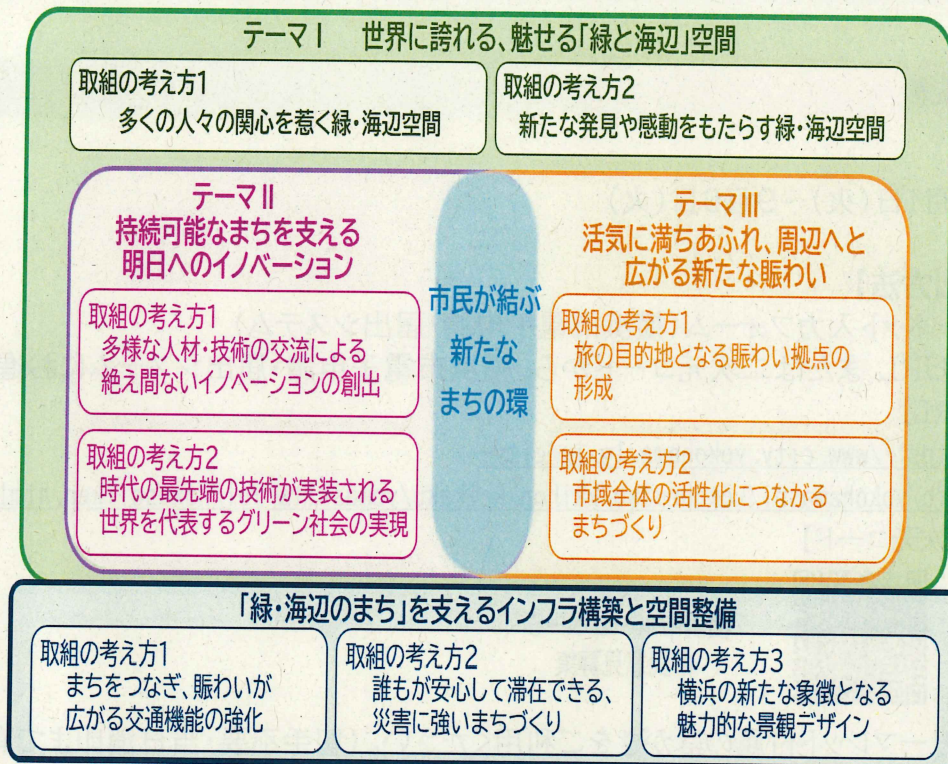


<裏面あり>

2 答申を踏まえた基本的な方向性（概要）

新たなまちの将来像として、3つのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに再開発を推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、再開発の最も大きな軸と位置づけており、他のテーマを包含する関係性となっています。また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示しています。



【新たなまちの将来像】

◆「答申を踏まえた基本的な方向性」は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokosei.html>



横浜市ホームページ
「答申を踏まえた基本的な方向性」

3 今後の進め方

2025 年 7 月～ 市民意見を伺う取組
2025 年度中 事業計画案
市民意見募集
新たな事業計画
2026 年度頃 事業化

市民意見を伺う取組を実施し、議論を積み上げ、より良い事業計画の案を作成していきます。また、作成した事業計画案に対しても、改めて市民の皆様のご意見を伺い、新たな事業計画を策定していきます。

※ 市民意見を踏まえ民間事業者へのヒアリング等も行っていきます。